

石狩市公害防止条例施行規則の改正について（要点）

1 改正の主旨

大気汚染防止法施行令（以下「令」とする。）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 大気汚染防止法について

事業活動や、建築物等の解体に伴う大気汚染から国民の健康を守ることを目的とする法律。「ばい煙」「揮発性有機化合物」「粉じん」「水銀」の4分野で、規制すべき「対象施設」に届出義務を課したうえで、規制基準の遵守を義務付けている。

3 令の改正概要

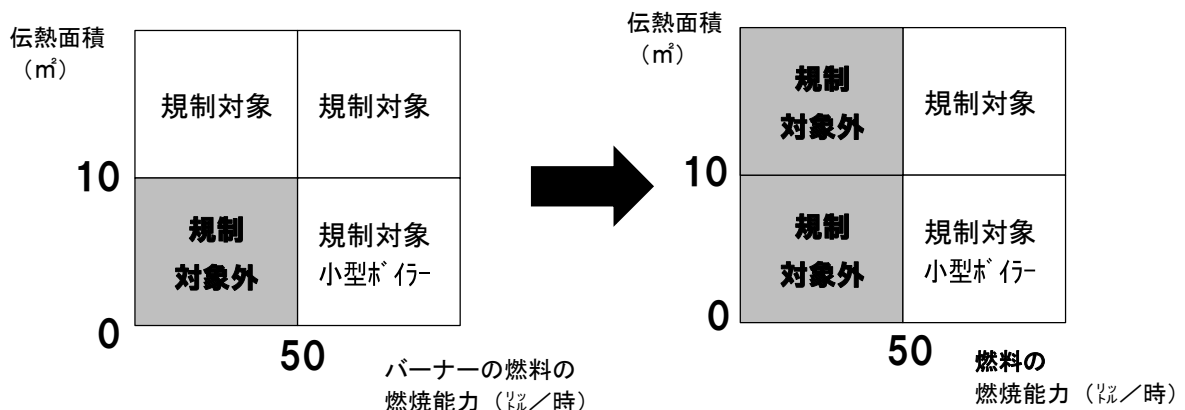
「ばい煙発生施設」のうち「ボイラー」の規模要件に関する改正。

令和3年9月29日公布、令和4年10月1日施行。改正点は次の2点。

- (1) 「伝熱面積」の規模要件を撤廃する。
- (2) 伝熱面積の規模要件撤廃に伴い、バーナーを持たないボイラーについてはバーナーを持つボイラーと同規模であるにもかかわらず規制対象外となることから、公平な規制にするため「バーナーの燃料の燃焼能力」から「燃料の燃焼能力」に改正された。

※令 別表第1 第1の項 ボイラー

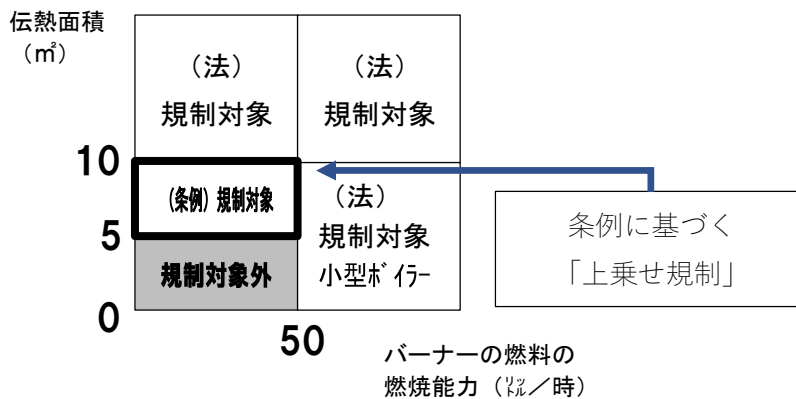
改正前	改正後
環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10平方メートル以上であるか、 又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること



4 石狩市公害防止条例施行規則の該当条項について（抜粋）

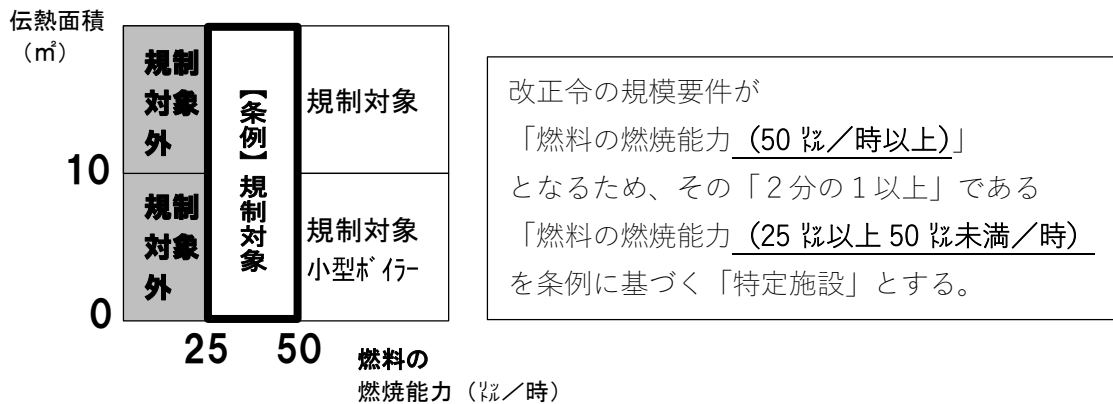
別表第 1

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
ばい煙発生施設	1 燃料を使用する施設（熱源として気体燃料又は電気を使用するものを除く。）であって次に掲げるもの (1)ボイラー（温風暖房機を含む。） (2)~(4) 略	第1号に掲げるものは、 <u>伝熱面積が 5 平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの</u> (後略)



5 規則改正の考え方

これまでの「上乗せ規制」の考え方を踏襲し、令に定める規模の「2分の1以上」の施設を、条例に基づく規制対象とする。



石狩市公害防止条例施行規則の改正案について

1 改正の要旨

別表第1 について

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第275号。以下「ボイラー改正政令」という。）が令和3年9月29日に公布され、令和4年10月1日から施行されることとなった。石狩市公害防止条例施行規則（昭和48年規則第4号。以下「規則」という。）において、同施行令に準拠し定めている「特定施設」のうち「ばい煙発生施設」について所要の改正を行うものである。

2 改正内容【改正案】

(1) 別表第1

別表第1 特定施設第1欄「ばい煙発生施設」の第3欄の表中、「第1号に掲げるものは、電熱面積（JIS B-8201及びB-8203）が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの」から「第1号に掲げるものは、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であるもの」に改める。

(2) 備考

別表第1の次に、「備考 第1欄「ばい煙発生施設」の第3欄中燃料の燃焼能力の重油換算は、付表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる燃料の量を同表の右欄に掲げる重油の量に換算する方法で行うものとし、ガスの量は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態におけるものとする。」を加入する。さらに続けて、付表を加入する。

改 正 前			改 正 後		
別表第1（第4条及び第9条関係） 特定施設			別表第1（第4条及び第9条関係） 特定施設		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
ばい煙発生施設	1 燃料を使用する施設（熱源として気体燃料又は電気を使用するものを除く。）であって次に掲げるもの (1) ボイラー（温風暖房機を含む。） (2) 略 (3) 略 (4) 略	第1号に掲げるものは、 <u>電熱面積（JIS B-8201及びB-8203）が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの</u> 以下略	ばい煙発生施設	1 燃料を使用する施設（熱源として気体燃料又は電気を使用するものを除く。）であって次に掲げるもの (1) ボイラー（温風暖房機を含む。） (2) 略 (3) 略 (4) 略	第1号に掲げるものは、 <u>燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であるもの</u> 以下略
	2 略	略		2 略	略

略	略	略	略	略	略												
悪臭発生施設	略	略	悪臭発生施設	略	略												
			備考 第1欄「ばい煙発生施設」の第3欄中燃料の燃焼能力の重油換算は、付表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる燃料の量を同表の右欄に掲げる重油の量に換算する方法で行うものとし、ガスの量は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態におけるものとする。														
			付表														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>燃料の種類</th> <th>燃料の量</th> <th>重油の量(単位:リットル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液体</td> <td>1リットル</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>ガス</td> <td>1.6立方メートル</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>固体</td> <td>1.6キログラム</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>			燃料の種類	燃料の量	重油の量(単位:リットル)	液体	1リットル	1.0	ガス	1.6立方メートル	1.0	固体	1.6キログラム	1.0
燃料の種類	燃料の量	重油の量(単位:リットル)															
液体	1リットル	1.0															
ガス	1.6立方メートル	1.0															
固体	1.6キログラム	1.0															
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

(2) 根拠

現行の規則では、ボイラーの規模要件を「電熱面積（J I S B-8201 及び B-8203）が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの」としており、改正前の令のボイラーの規模要件の一つ「伝熱面積が10平方メートル以上」の1/2の規模に相当する。

現行規則に基づき特定施設として市に届出のある57のボイラー施設（令和4年9月22日調査）について、燃焼能力ごとに分類したところ、ボイラー改正政令に規定の「燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上」の1/2に相当する「25リットル以上50リットル未満」の施設が37施設と全体の65%を占めている。

一方「25リットル未満」の施設は9施設と全体の16%に留まり、業種は行政機関の事業所、学校のほか、倉庫、木材乾燥業、そして合成樹脂加工業であり用途は暖房用である。

改正前の令の1/2の規模に相当するボイラーを特定施設の規模要件としている本市の規則にとっては、引き続きボイラー改正政令の規模要件の1/2の規模に相当する要件に改めるのが妥当であると判断できる。

よって別表第1特定施設第1欄「ばい煙発生施設」の第3欄の表中、「第1号に掲げるものは、電熱面積（J I S B-8201 及び B-8203）が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの」から「第1号に掲げるものは、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であるもの」に改めようとするものである。

さらに別表第1の次に、備考を加入し、燃料の燃焼能力の重油換算については、燃料の種類ごとに換算方法を明示する。換算の根拠は、当時の環境庁大気保全局長から都道府県知事・政令市長あての通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」（昭和46年8月25日環大全第5号）にある重油換算に求めることとする。（別紙参照）

重油換算燃焼能力ごとに分類したボイラー内訳（市条例に基づき届出のあったボイラー）

㊟ 使用燃料	㊟ 届出施設数	㊟ 重油換算燃焼能力 (L/h)	㊟ 燃焼能力ごとの届出施設数
A重油	28	100 L以上	2
		50 以上 100 L未満	4
		25 以上 50 L未満	18
		15 以上 25 L未満	1（開発建設部）
		15 L未満	3（開発建設部、学校、木材乾燥）
灯油	29	100 L以上	2
		50 以上 100 L未満	3
		25 以上 50 L未満	19
		15 以上 25 L未満	2（ロジスティクス、倉庫）
		15 L未満	3（放水路管理センター2基、合成樹脂加工）

石狩振興局管内の他市の対応

札幌市 「札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則」を改正（R4.10）

- ・ボイラーの届出要件について、伝熱面積に関わらず、燃料の燃焼能力が重油換算で、15L/h以上 50L/h未満とする。

江別市 「江別市公害防止条例施行規則」改正（R4.10）

- ・ボイラーの届出要件から伝熱面積を削除し、新たに燃料の燃焼能力が重油換算で、25L/h以上 50L/h未満とする。

恵庭市、千歳市は改正に向けた作業中。北広島市は元々公害防止条例の類の例規が無い。



法令・告示・通達

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について

公布日：昭和46年08月25日

環大企5号

環境庁大気保全局長から各都道府県知事・政令市長あて

標記については、その大綱について昭和46年8月19日環大企第3号貴職あて通達「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」により示されたところであるが、細部については下記の事項に留意のうえ、大気汚染防止法の実施に遺憾のないようにされたい。

なお、昭和44年2月14日環公第9011号、44企局第293号貴職あて厚生省環境衛生局長、通商産業省企業局長通知「大気汚染防止法の施行について」は廃止する。

記

第1 ばい煙発生施設に関する事項

1 大気汚染防止法(以下「法」という。)第2条第2項に規定するばい煙発生施設は、大気汚染防止法施行令(以下「令」という。)第2条により令別表第1の中欄に掲げられているが、同表第1の1の項から13の項までに掲げるばい煙発生施設の種類は、従来のばい煙発生施設と同様である。ただし、従来希硫ガス燃料として専焼させる施設または熱源として電気のみを使用する施設は適用除外とされていたが、今回新たにばい煙の規制強化のため適用対象とされたこと(同表第1の5、6、9、10および11項)、また希硫ガスの定義の変更に伴い適用除外となる施設の範囲が縮小されたこと(同表1および2項)に留意されたい。

2 令別表第1の下欄中の重油換算は、重油10lあたりが、液体燃料は10lに、ガス燃料は16m³に、固形燃料は16kgに、それぞれ相当するものとして取り扱われたい。したがって重油換算をすることとされたばい煙発生施設の規模は、従来どおりである。

3 複数のばい煙発生施設が1台の変圧器を共用している場合は、各ばい煙発生施設の電力容量をもつて令別表第1の下欄の変圧器の定格容量とする。

4 その他ばい煙発生施設に関し、留意すべき点は次のとおりである。

(1) 熱風ボイラーは、いわゆるサウナブロの用に供する空気を加熱するための加熱器(通称エア・ボイラー)、クローズドサイクルタイプのガスタービンの空気加熱器等が、これに該当する。

(2) 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽は、塩化第二鉄を製造する場合の鉄くずを塩酸に溶解し塩化第一鉄を中間体とし生成せしめる工程において使用される溶解槽をいう。

(3) 燐酸質肥料または複合肥料の製造の用に供する反応施設等は、肥料取締法に基づく燐酸質肥料または複合肥料の製造の用に供する反応施設等をいう。

(4) 鉛の第二次精錬の用に供する溶解炉は、鉱石から直接精錬する溶解炉以外のものをいい、例えば鉛の再生、鉛合金の製造、鉛ダイキャスト等の用に供する溶解炉をいう。

第2 ばい煙発生施設の届出に関する事項

1 大気汚染防止法施行規則(以下「規則」という。)の改正によりばい煙発生施設の届出の添付書類に新たにばい煙の排出の方法について記載させることとしたが、届出の受理に際しては、この点を十分に検討し、排出口以外からのばい煙の排出により大気汚染をきたすことがないように必要な指導を行なわれたい。